

金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の
敷地の位置について

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
株式会社 中部資源再開発 才田町工場	金沢市 才田町戊 の部	288 番 3	宅 地	15,660	・ ごみ処理施設 16.0 t / 日

理由

（株）中部資源再開発才田町工場は、平成 17 年 10 月 6 日に建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設として、認可された施設である。

当該施設は、自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車等のリサイクル施設であるが、今回、これらの処理機械を用いて一般廃棄物としての廃タイヤの処理を行うものである。

この施設での一般廃棄物の中間処理業務にあたっては、関係町会及び隣接者への説明、関係機関との調整を終了している。

以上のことから、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないと判断する。

－参考－

産業廃棄物中間処理施設の内容

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
株式会社 中部資源再開発 才田町工場	金沢市 才田町戊 の部	288 番 3	宅 地	15,660.00	・ 破碎施設（廃プラスチック類）
					施設Ⅰ 49.0 t / 日（10 時間）
					施設Ⅱ 166.0 t / 日（10 時間）
					施設Ⅲ 16.0 t / 日（10 時間）
					計 231.0 t / 日（10 時間）

位置図

金沢市における特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について



